科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2008 課題番号:19530015

研究課題名(和文)大正・昭和戦前期における民事訴訟の実態的研究(司法統計のデータ化と

その分析)

研究課題名(英文) Trends of Civil Litigation in Japan:1912-1947

研究代表者

林真貴子 (HAYASHI MAKIKO) 近畿大学・法学部・准教授 研究者番号:70294006

研究成果の概要:本研究は、大正・昭和戦前期における民事訴訟の実態を解明することを目的として、当該期 35 年分の民事司法統計の数値をデータ化した。入力したデータは、裁判所数、法曹・裁判所職員数、全審級の訴訟件数(新受件数、終局区分別件数、訴訟種類別件数、訴訟期間、訴訟額等)、準備手続・調停手続での処理件数、訴訟種類小項目数等である。入力作業を終了し、①大正 15 年民事訴訟法改正前後の訴訟利用、②裁判所・法曹数、③訴訟件数の動向、④訴訟種類小項目などの分析を行った。

交付額

(金額単位:円)

			(亚版十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	2900, 000	870, 000	3770, 000
2008年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
年度			
年度			
総計	3600, 000	1080, 000	4680, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・基礎法学

キーワード:民事訴訟法史、司法統計、訴訟種類、訴訟件数、大正、昭和

1. 研究開始当初の背景

本研究は司法統計の数値データ化とその 分析を行うものであるので、司法統計データ 化の作業が持っている学術的先進性につい て述べる。

訴訟利用に関する研究に司法統計を用いることは、日本では川島武宜以来法社会学の主要なテーマの一つとして盛んに行われてきたものの、それらは主として、自説を証明する過程で司法統計の一部分を利用するものであって、司法統計そのものを分析しようとする関心から出たものではない。本研究が

行うように、司法統計それ自体を主たる資料と位置づけて、出来る限り網羅的にデータ入力を行い、そのデータを総合的に分析しようとすること自体が 1990 年代以降に始まった比較的新しい試みなのである。

このような司法統計それ自体を分析の対象とし、そこから一定期間における訴訟の実態を解明しようとする関心は、海外では、Law & Society Review, Vol. 24, No. 2 (1990) で 'Longitudinal Studies of Trial Courts' と題した特集が組まれたことから急速に広まってきた。さらに、Christian Wollschläger,

'Historical Trends of Civil Litigation in Japan, Arizona, Sweden, and Germany' (Harald Baum(ed.), Japan: Economic Success and Legal System, Walter de Gruyter, 1997) は、表題の通り各国の民事訴訟の歴史的動向を司法統計分析によって明らかにしようとしたものである。

しかしながらこれらの諸研究は、日本の司 法統計を用いて本研究の研究分担者である 林屋礼二・菅原郁夫が行ってきたような、非 常に細かい項目まで含めて原資料に忠実に、 長期間にわたる統計のデータ入力を行った 上で、訴訟動向の分析を施したものではない。 これは、ヨーロッパで作成されてきた司法統 計が、実は日本の司法統計ほど系統的にしか も幅広い関心から多岐にわたる項目につい て詳細に作成されてきたのではなく、年度・ 時代によって数値の採り方が一定でない、あ るいは少なからぬ数値が判明しない、という ことに理由の一端があると考えられる。日本 の司法統計の分析は、欧米先進諸国と比較し たとき、その資料の性質も相俟って、より進 展した状況にある(なお、佐藤岩夫「19世紀 ヨーロッパと近代司法統計の発展」(和田仁 孝・樫村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能 性』法律文化社、2004年)が、19世紀に近 代司法統計が成立した経緯について欧州各 国の事情を網羅的に明らかにしている)。

本研究は基礎資料の整備という点から、国内の歴史・法学・社会学研究者はもとより、日本の状況に対し比較法的関心を有する海外の研究者によっても利用され得るものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、司法省民事統計年報(以 下、司法統計)の分析を通じて、大正・昭和 戦前期における民事訴訟の実態を具体的に 解明することである。本研究はまた、明治期 の司法統計を分析した林屋礼二/菅原郁夫 /林真貴子編著『統計から見た明治期の民事 裁判』(信山社、2005年)と、昭和 25年か ら平成期までの司法統計を分析した林屋礼 二/菅原郁夫編著『データムック民事訴訟 第二版』(有斐閣、2001年) との双方で扱う ことが出来なかった、大正・昭和戦前期の司 法統計の数値を電子データ化し、その分析を 行うことを通じて、明治期以降現代に至るま で、司法省・法務省・最高裁判所が作成して きた司法統計のデータ化とその分析を完成 させることを目的としている。

3. 研究の方法

研究期間2年間で、司法統計の大正・昭和 戦前期計35年分の入力作業を終了した。入 力項目は、すでに完成している明治期司法統 計における項目および昭和戦後期から現在 までの司法統計における項目の両方を基準 として勘案し、入力すべき項目を決定して数 値の入力作業を行った。入力作業終了後に、 研究会を開催し検討した。

4. 研究成果

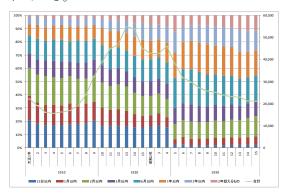
本研究成果は単行書として刊行予定であるので、その原稿の一部を抜粋して研究成果として提示する。本研究の主な成果はデータ入力の完成であるが、紙幅の関係からデータはほとんど提示できない。文中で言及したものの不掲載の表・グラフには※を付した。

(1) 大正15年の改正民訴法の内容と改正の結果(林屋礼二)

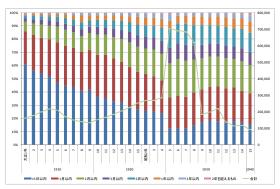
① 明治民事訴訟法(明治23(1890)年4月公布)に対する改正の必要は、はじめは実体法との調整の点にあった。しかし、明治民訴法の施行後、資本主義の発展にともなう経済的恐慌の発生によって事件数の急激な増加が生じたとともに、明治民訴法によって設けられた諸制度を最大限に使用して当事者間で攻防が尽くされたことなどから、「訴訟遅延」の声が生じ、この面から「訴訟促進」のための改正が意識されるようになった。

その結果、大正15年の改正となったので あり、その主要な改正は、つぎの諸点にあっ た。①準備手続の制度(旧266条以下参照) を拡張して、地方裁判所の訴訟では準備手続 を行なうのを原則としたこと(249条)、②欠 席判決の制度(旧 246 条以下参照)を廃止し たこと、③職権進行主義を採用して、当事者 の合意による期日の変更に制限をくわえ (152 条Ⅲ)、当事者の合意による期間の伸縮 の規定を廃止したこと(旧169条・170条参照)、 ④管轄違いによる移送、損害・遅滞をさける ための移送の制度を採用したこと(30条・31 条)、⑤時機に後れた攻撃防御方法を職権で 却下できるものとしたこと(139条。なお、 旧 210 条参照)、⑥証拠調べを職権でもでき るものとしたこと(261条)、⑦妨訴抗弁に対 する中間判決や原因判決に対する独立の上 訴を廃止したこと (旧 207 条・同 228 条 Ⅱ 参 照)、⑧判決を職権で送達できるものとした こと(193 条 I)、⑨上訴期間を短縮したこと (36 条 I 。 なお、旧 400 条 I 参照)、⑩証書 訴訟・為替訴訟 (旧 488 条以下参照) を廃止 したことなどである。そのほか、この改正法 は、法人でない社団や財団でも社会的に一体 となって活動しているものに当事者能力を 認めたり (46 条)、選定当事者の制度を設け たり (47条)、独立当事者参加 (71条) や共 同訴訟的参加 (75条) の制度を新設したりし て、訴訟の合理的な運用をはかるとともに、 旧民法との調整作業を行なった前述の法典 調査会案の条文もとりこむ作業もしている (257条・323条以下など)。

② では、訴訟の促進を意図して昭和4 (1929) 年10月1日から施行された大 正15年の改正法によって、懸案の「訴訟遅 延」は解消できたのであろうか。この改正法 施行後間もなくして行なわれた調査では、改 正法は訴訟遅延の阻止に効果があったとす る報告がでている。しかし、その後、口頭弁 論を準備するために設けられた「準備手続」 に時間がかかったり、この準備手続で提出さ れなかった攻撃防御方法が厳格に却下され なかったことなどがやはり訴訟の遅延を生 じる原因となって、本研究で作成しグラフ 訴訟の遅延がさらに悪化している。そして、 この点については、この改正法の成立にさい して、弁護士会などからの意見聴取が行なわ れなかったために、在野法曹にはいろいろと 不満があって、改正法の実施について弁護士 からの協力を得られなかったというような 事情のあったことも影響していると指摘さ れている。



【2-4-4】地裁第一審・審理期間別割合と終局件数



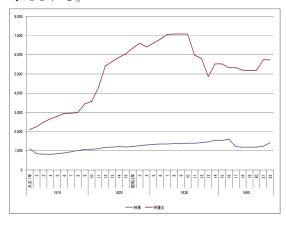
【2-4-9】区裁判所・審理期間別割合と終局件数

(2)大正・昭和戦前期の裁判所ならびに裁判職員(田中亜紀子)

①裁判所 裁判所数・司法職員 数の推移(グラフ【2-1-1】、【2-1-3】※)ならびに裁判所数と裁判官数の推移(【2-1-2】※)からは、裁判所が大正期において一時削減されたものの、数年後に復活したことが判明する。たとえば大正元年、大正2年、大正11年の数値に注目すると、大正元年に合計1835で

あったものが大正 2 年には 1839 となっており、特に地裁の支部が 74 から 64 に、区裁判所は 312 から 184 へ減少している。しかしながらその後、出張所ならびに地方裁判所の支部が増加したため、大正 11 年には、裁判所の合計数は 2132 となっており、明治 45 年よりも増加している。

当該時期は裁判官にとっては ②裁判官 必ずしも良い時期ではなかったと考える。そ の理由は、先述したように、大正期以降何度 か裁判官をはじめとする裁判所職員の減員 が行われたため、一人当たりの職務が増加し てしまったこと、それにもかかわらず俸給削 減が行われたからである。しかしながら、大 正期に行われた人員削減については、統計か らは削減の効果について疑問を抱かざるを 得ない実態が判明する。すなわち①で取り上 げた表および裁判官数と弁護士数の推移(グ ラフ【2-1-1】) によれば、確かに大正元年か ら大正2年にかけて裁判官の数は1115名か ら847へと激減しており、その後数年間にわ たって減少傾向は続いている。ところが大正 5年以降は増加に転じ、大正15年には1196 名に達している。そして増加傾向は昭和期に 入っても続き、昭和 11 年には 1391 名となっ ており、大正元年よりも276名も増加してい る。このような大正・昭和戦前期の裁判官数 の増加を確認した上で、人員削減の理由を考 察するならば、その理由としては、第一に緊 縮財政を各省庁に要求する政府と司法省と の間の対立、第二に人員削減の目的は裁判官 等の数を単に減らすことではなく、明治期に 見られた新旧裁判官の交代のような、層とし ての裁判官の入替にあったのではないかと 考えられる。



【2-1-1】裁判官数と弁護士数の推移

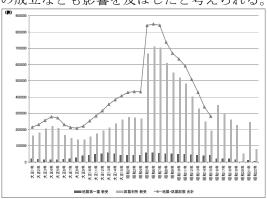
③その他の民事裁判関係の裁判職員 裁判所数・司法職員数の推移には裁判官以下、書記、雇人などの員数の推移が収録されているが、ここでは特に書記に注目したい。対象期全体を通じて書記は裁判官の3、4倍程度の員数であるが、裁判官同様に大正元年から2年にかけて人員削減が行われたため、3888

名から3573名と、約300名減少した。しかしながら、区裁判所の復活を受けて大正7年には削減前の人数を上回り4090名となっている。その後も大正12年から13年にかけて96名削減されているが、昭和3年には5082名となり、大正初期よりも千人近く増加している。

④弁護士 裁判官数と弁護士数の推移(グラフ【2-1-1】)から明らかなように、弁護士の数は裁判官と大きく異なり、裁判官との人数比は、大正元年において弁護士数:裁判官数=2:1であったものが、大正15年には弁護士数:裁判官数=5~6:1、昭和11年においても弁護士:裁判官=4~5:1となっているように、対象期においては弁護士数と裁判官数の差は2倍から5倍以上となった。

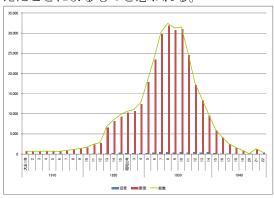
(3) 第1審民事事件数の推移(菅原郁夫)

① 区裁・地裁の新受件数の推移 グラフ 【2-2-1】は、地裁および区裁のそれぞれの 新受件数並びにその合計の推移を表したも のである。一般に訴訟数の増減は社会の経済 状況を反映するとしているとされるが、大正 4年の訴訟数の増加は、それに先行する日露 戦争後の好景気後の恐慌、明治天皇崩御後の 不況によるものと思われるが、この傾向は大 正3年の第1次世界大戦勃発後の大戦景気に よる訴訟数の減少で解消する。しかし、経済 はその後大正9年の株式暴落による恐慌、大 正 12 年の関東大震災とその後の昭和 2 年の 金融恐慌といった悪化の一途をたどる。それ に伴い、訴訟数も大正9年以降かなりの割合 で増加するが、さらに昭和5年に始まった世 界恐慌の影響で、訴訟数は昭和5年に飛躍的 に増加する。この間、昭和4年に改正民事訴 訟法が施行されるが、それは訴訟数急増のた だ中であったことがわかる。この後、昭和9 年から逆に訴訟数が激減し始めるが、その背 景には、昭和6年の満州事変、昭和8年の国 際連盟脱退などに引き続いた戦時体制の強 化による訴訟抑制効果があったことが確か であろうが、昭和7年の金銭債務臨時調停法 の成立なども影響を及ぼしたと考えられる。

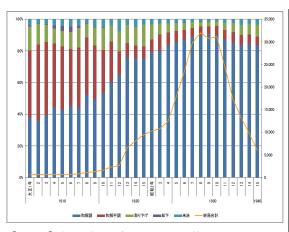


【2-2-1】地裁および区裁新受件数の推移

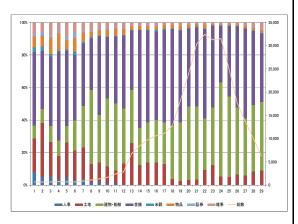
②起訴前の事件数および処理状況の推移 グラフ【2-3-4】は、起訴前の和解の新受・ 旧受事件数の推移である。起訴前の和解は、 明治 23 年の民事訴訟法により導入された制 度であるが、当初9万件を超える新受件数が あったが、その後利用は激減し、明治 45 年 には新受件数は 600 件台にとどまっていた。 この情勢は大正期に入っても同様であった が、大正 13 年以降、新受件数が急増する。 前年に生じた関東大震災の影響とも思われ るが、その後の経済恐慌などに影響朋割れる が、前述の地裁区裁の通常事件の新受件数同 様、昭和8年まで新受件数は鰻登りの状態と なる。民事訴訟成立以降、勧解の廃止など、 和解による解決を排除する傾向が強かった が、大正期に入り資本主義の拡大にともなる 諸矛盾の解決方法として、再び利用されるに 至ったのではないかと推測される。その後、 昭和 11 年以降新受件数は激減するが、これ は戦時体制の強化と、前述の調停諸立法の成 立による影響と思われる。グラフ【2-3-5】 は起訴前の和解の終局状況を示すグラフで あるが、新受件数が少ない大正初期にくらべ、 新受件数が急増した大正後期、昭和初期にお いては成立率が上がっていることが見て取 れる。和解による解決が思考されたことの現 れと思われる。グラフ【2-3-6】は、起訴前 の和解の終局事件の事件類型の推移を示し たものである。大正初期には、土地、金銭が 中心で、人事事件も一定程度入っていたが、 大正8年以降は人事事件はほとんどなくなり、 金銭と建物船舶が中心となる。景気の悪化に よる金銭取り立て、借地借家関係の事件が増 えたことによるものと思われる。



【2-3-4】起訴前の和解・総件数の推移



【2-3-5】起訴前の和解終局状況の推移



【2-3-6】起訴前の和解の事件類型別推移

(4) 訴訟種類小項目の分析:土地について (林真貴子)

本研究では、すべての訴訟小項目について データ入力を行い、当該期においてどのよう な紛争が存在していたのかを明らかにした。 人事/土地/建物船舶/金銭/米穀/物品 /証券/雑事と8つに区分されている訴訟 種類は、そのそれぞれの項目のなかに訴訟種 類小項目がある。本研究ではそのすべての処 理件数をデータ入力した。

ここでは、土地に関する訴訟についてみてみよう。1912(大正元)年から 1940(昭和15)年までの土地に関する紛争に関する表とグラフは、区裁判所における和解手続と裁判、地方裁判所第一審、控訴院控訴審、大審院上告審の5種類である。督促手続では土地に関する紛争は扱わない。なお、地裁控訴審、控訴院上告審については割愛する。

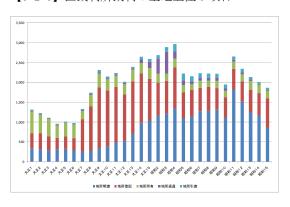
各審級裁判所に共通する特徴は、第一に、昭和に入って「土地明渡」訴訟が激増したことである。第二、大審院上告審を除いて、「土地明渡」訴訟の急増前は「土地(地所)登記」訴訟が主流であり、昭和元年から3年の間に「土地登記」訴訟から「土地明渡」訴訟への転換が生じたということである。なお、訴訟名は明治期には「地所」とされたものが大正

期に入り「土地」へと転換している。「土地明渡」訴訟の急増は、より正確には、区裁和解手続では 1924 (大正 13) 年頃、区裁の裁判・地裁第一審では大正 14 年から昭和元年頃から、控訴院控訴審では1928 (昭和 3) 年から、大審院上告審では昭和 5 年頃から「土地明渡」訴訟が激増した。また、和解手続における同訴訟は昭和 4 年から 7 年まで若干落付いたものの昭和 8 年と 9 年の訴訟件数は急増している。

「土地(地所)登記」は 1886 年に不動産登記法(明治 19 年法律第 1 号)が制定されたことによって生まれた訴訟名であり、さらに 1899 年に新不動産登記法が制定されたことにより、1900 年から 1907 年頃にかけて急増した。その後、1905 年から「土地(地所)明渡」訴訟が出現する。日露戦争後にいわゆる「地震売買」が横行した時期に増えた訴訟名であるが、実は 1925 年から 1930 年代の 15 年間に、最も訴訟件数が多いということがわかった。



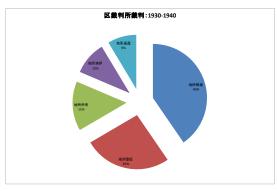
【3-2-3】区裁判所裁判の土地上位5項目

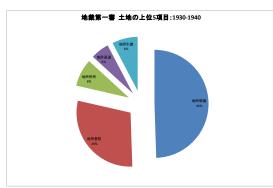


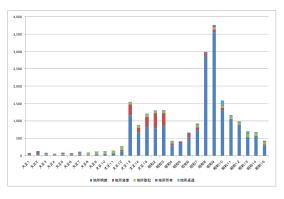
【3-2-4】地方裁判所第一審の土地上位5項目

さらに、土地に関する訴訟件数全体をみても、グラフ【3-2-3】区裁判所裁判の土地上位5項目では1910年代から20年代にかけて2000件台で推移していたが、1920年代後半から1930年代にはいると3000件から4000件へと増加する。また、グラフ【3-2-4】地方裁判所一審でも同様であり1890年代から1910年代までは1000件台で推移していたものの、1920年代に入ると2000件、場合によ

っては3000 件へと激増する。1930 年代に入ると、土地に関する上位5項目の訴訟名の割合は次の二つの円グラフのように、「土地明渡」訴訟が区裁判所裁判、地裁第一審において約40%をしめており、日本の1930年代における不況の深刻さを表している。







【3-2-2】起訴前の和解・土地上位5項目

なお、グラフ【3-2-2】起訴前の和解は、他の訴訟種類においても 1900 年代から 1920 年代に入るまであまり利用されず、1920 年代に入って利用されるようになった。1920 年代には借地借家調停、小作調停、商事調停等各種調停制度が創設されただけではなく、起訴前の和解手続も利用されるようになったのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

菅原郁夫「利用者調査の意義と訴訟政策」(名

古屋大学法政論集 223 号、2008 年)査読無、205-232 頁。

<u>菅原郁夫</u>「基調報告 利用者から見た弁護士 の質(財団法人日弁連法務研究財団設立 10 周年記念シンポジウム「法曹の質」の検証)」 (NBL890 号、2008 年)査読有、18-26 頁。

上原 敏夫=<u>菅原 郁夫</u>=山本 和彦 [他]「座 談会 民事訴訟の計量分析—平成 8 年改正を はさんでの訴訟実務の変化」(判例タイムズ 1223 号、2007 年) 査読無、4-48 頁。

田中亜紀子「20世紀初頭における刑事政策と社会事業に関する一考察-大正少年法案初期審議に見る未成年犯罪者の処遇 —」(法経論叢 26巻1号、2008年)査読無、1-19頁。林真貴子「日本における法継受・法創造についての研究の現状と課題——法の継受に関する理論的研究の検討——」(一橋大学大学院日本法国際研究教育センター・平成19年度報告書『東アジア法研究の現状と課題』、

〔学会発表〕(計2件)

2008年) 査読無、3-16頁。

田中亜紀子 「民事裁判を支える基盤としての 裁判所ならびに司法職員について一大正・昭 和戦前期の司法統計データ作成作業から一」 (法制史学会中部部会於名古屋大学、2008 年

10月)

<u>林真貴子</u>「「法の継受」に関する研究史の検討」(法制史学会近畿部会於大阪大学、2007年 10 月)

〔図書〕(計0件) 〔産業財産権〕

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1)研究代表者

林真貴子 (HAYASHI MAKIKO)

近畿大学法学部·准教授

研究者番号: 70294006

(2)研究分担者

菅原郁夫 (SUGAWARA IKUO)

名古屋大学大学院法学研究科・教授

研究者番号:90162859 田中亜紀子 (TANAKA AKIKO) 三重大学人文学部・准教授

研究者番号:90437096

(3)連携研究者

林屋礼二 (HAYASHIYA REIJI)

東北大学・名誉教授 研究者番号:90004168